



県章

山形県公報

令和元年7月9日(火)

第19号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	(庄内総合支庁地域保健福祉課)	…249
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(地域福祉推進課)	…250
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	…同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	…同
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	…252
○同	(同)	…253
○生活保護法による指定介護機関の再開の届出	(同)	…同
○生活保護法による指定施術機関の変更の届出	(同)	…同
○種畜証明書の交付の通報	(畜産振興課)	…254
○国土調査の成果の認証	(農村計画課)	…257
○土地改良区の役員の退任の届出	(村山総合支庁農村計画課)	…同
○同	(同)	…258
○土地改良区の役員の就任の届出	(同)	…同
○土地改良区の役員の退任の届出	(同)	…259
○土地改良区の役員の就任の届出	(同)	…260
○県営土地改良事業計画の決定	(置賜総合支庁農村計画課)	…261
○同	(同)	…同
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	…262
○河川区域の変更による廃川敷地等	(河川課)	…同
○開発行為に関する工事の完了	(村山総合支庁建築課)	…263
○同	(同)	…同

公 告

○一般競争入札の公告	(情報政策課)	…同
○令和元年度職業訓練指導員試験の実施	(雇用対策課)	…265

そ の 他

○令和元年度行政書士試験の実施	(市町村課)	…同
-----------------	--------	----

告 示

山形県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
一般社団法人Pasio 鶴岡市宝田三丁目19番20号	リカバリーカレッジ アスピーア 酒田市錦町五丁目32番地の58	自立訓練（生活訓練）	令和元. 6. 27
一般社団法人Pasio 鶴岡市宝田三丁目19番20号	リカバリーカレッジ アスピーア 酒田市錦町五丁目32番地の58	就 労 移 行 支 援	同

山形県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
ク レ ア 薬 局 わ か ば 店	尾花沢市若葉町二丁目1番8号	平成31. 3. 31
お お い し だ 調 剤 薬 局	北村山郡大石田町大字大石田甲185番地1	同

山形県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー ぱ れ っ と	居 宅 介 護 支 援	新庄市大字萩野字横根山101番地の1	平成24. 5. 1

山形県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 デイサービスセンターあいあい
 飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
遊佐町老人デイサービスセンターあいあい指定通所事業所	デイサービスセンターあいあい	平成27. 5. 26

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 青空訪問看護事業所
 西村山郡河北町西里字白山堂737番地の1
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
西村山郡河北町西里字両所1997番地	西村山郡河北町西里字白山堂737番地の1	平成30. 5. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 訪問看護ステーション心意気
 山形市馬見ヶ崎一丁目13番20号
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションココロイキ	訪問看護ステーション心意気	平成31. 1. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市八日町一丁目3番60号の2	山形市馬見ヶ崎一丁目13番20号	平成31. 1. 1

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ケアホームなな草
 鶴岡市外内島字石名田82番地23
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
デイホームなな草	ケアホームなな草	平成31. 1. 1

- 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 ショートステイゆうすい
 飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所	ショートステイゆうすい	平成31. 2. 27

6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ショートステイゆうすい（ユニット型）
飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
特別養護老人ホームゆうすい指定短期入所生活介護事業所（ユニット型）	ショートステイゆうすい（ユニット型）	平成31. 2. 27

7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

山辺町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
東村山郡山辺町大字大塚836番地1

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東村山郡山辺町大字山辺3700番地	東村山郡山辺町大字大塚836番地1	平成31. 4. 1

山形県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
居宅介護支援センター ぱれっと	居 宅 介 護 支 援	最上郡真室川町大字平岡字片杉野1692番地の12	平成24. 4. 30

山形県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
楽らくデイサービスやよい	通 所 介 護	米沢市東三丁目4番57号101号室	平成30. 12. 28
楽らくケアセンターデイサービス	通 所 介 護	米沢市大町五丁目4番51号	同 12. 29
佐藤小児科医院	訪 問 看 護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市小白川町三丁目9番15号	平成31. 2. 1

山形県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	再開年月日
ケアホームなな草	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	鶴岡市外内島字石名田82番地23	平成31. 1. 1

山形県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地
小川 結衣
からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～
山形市小白川町四丁目19番1号

(2) 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市飯田三丁目2番22号	山形市小白川町四丁目19番1号	平成30. 5. 30

2 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

河内 晴基
 からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～
 山形市小白川町四丁目19番1号

(2) 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市飯田三丁目2番22号	山形市小白川町四丁目19番1号	平成30. 5. 30

3 (1) 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地

高嶋 信司
 からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～
 山形市小白川町四丁目19番1号

(2) 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市飯田三丁目2番22号	山形市小白川町四丁目19番1号	平成30. 5. 30

山形県告示第157号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名称（氏名）
10245886001	牛	黒毛和種	満 開 1 (全和黒原5448)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803557	牛	黒毛和種	幸 花 久 (全和黒14991)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803915	牛	黒毛和種	神 安 平 (全和黒14992)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

11415411504	牛	黒毛和種	福 福 照 (全和黒原5881)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11351294988	牛	黒毛和種	冬 景 21 (全和黒原5953)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11256630690	牛	黒毛和種	福 美 桜 (全和黒15153)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11353388814	牛	黒毛和種	美 結 喜 (全和黒原6022)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11463590527	牛	黒毛和種	安 三 郎 (全和黒15274)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11378123605	牛	黒毛和種	美 津 岳 (全和黒原6077)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11527804683	牛	黒毛和種	翼 満 開 (全和黒原6126)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11432620422	牛	黒毛和種	幸 紀 陸 (全和黒原6206)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11372427792	牛	黒毛和種	照 勝 (全和18子山形黒 1372427792)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
11385295593	牛	黒毛和種	五 右 衛 門 君 (全和18子山形黒 1385295593)	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
31906010001	豚	ランドレー ス種	ルーク ガッサン ヤマガタ 2 0004 (日豚L種L L06 -A000047)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806010003	豚	大ヨーク シャー種	ミヤボク トミチ ク ヤマガタ 2 0004 (日豚W種WW06 -A000019)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010002	豚	大ヨーク シャー種	ミヤボク グラ ニート ヤマガタ 2 0003 (日豚W種WW06 -A000020)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31606010003	豚	デュロック 種	フジ ゼンノー ヤマガタ 3 0002 (日豚D種DD06 -A000083)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706010002	豚	デュロック 種	ゼンノー フジ ヤマガタ 4 0005 (日豚D種DD06 -A000089)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31706010004	豚	デュロック種	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 6 0002 (日豚D種DD06 -A000093)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706010005	豚	デュロック種	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 2 0001 (日豚D種DD06 -A000104)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806010004	豚	デュロック種	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000114)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806010006	豚	デュロック種	フューチャーゼ ンノー ヤマガタ 6 0001 (日豚D種DD06 -A000170)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010003	豚	デュロック種	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0003 (日豚D種DD06 -A000188)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010004	豚	デュロック種	ゼンノー サリー ヤマガタ 3 0005 (日豚D種DD06 -A000189)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010005	豚	デュロック種	フューチャーゼ ンノー ヤマガタ 3 0004 (日豚D種DD06 -A000190)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010006	豚	デュロック種	フューチャーゼ ンノー ヤマガタ 3 0007 (日豚D種DD06 -A000191)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010007	豚	デュロック種	フューチャーゼ ンノー ヤマガタ 5 0006 (日豚D種DD06 -A000192)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010008	豚	デュロック種	ゼンノー ユメサ クラエース ヤマ ガタ 1 0004 (日豚D子DD06 -A000198)	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

31706010006	豚	パークシャ 一種	ドイツシヤム オ カ15 ヤマガタ 3 0003 (日豚B種B B06 -A000032)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806010008	豚	パークシャ 一種	キブリン オカ15 ヤマガタ 5 0003 (日豚B種B B06 -A000036)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31806010009	豚	パークシャ 一種	キブリン オカ15 ヤマガタ 5 0006 (日豚B種B B06 -A000037)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010009	豚	パークシャ 一種	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0002 (日豚B種B B06 -A000039)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31906010010	豚	パークシャ 一種	ラセツター オカ 15 ヤマガタ 1 0005 (日豚B種B B06 -A000040)	酒田市浜中字八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

山形県告示第158号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
米沢市
- 2 調査を行った期間
平成28年12月22日から平成31年1月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
米沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字李山及び笹野本町の各一部
- 5 認証年月日
令和元年6月25日

山形県告示第159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	阿 部 作 雄	村山市大字富並2230番地

山形県告示第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 芳 夫	北村山郡大石田町大字田沢1724番地27
同	奥 山 謙 一	同 横山3203番地
同	奥 山 宏	同 115番地 1
同	武 田 実	同 田沢1926番地
同	高 橋 清 一	同 横山53番地
同	青 柳 政 司	村山市大字富並5915番地 2
同	狩 野 豊	同 2797番地
同	大 場 耕 一	同 1577番地
同	青 柳 房 男	同 4894番地53
監 事	森 二 郎	北村山郡大石田町大字田沢1724番地67
同	矢 作 武 夫	村山市大字富並4686番地 1
同	西 川 孝 士	同 3887番地

山形県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富並川伊蔵堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 清 一	北村山郡大石田町大字横山53番地

同	遠 藤 誠	同	335番地
同	奥 山 謙 一	同	3203番地
同	伊 藤 芳 夫	同	田沢1724番地27
同	武 田 実	同	1926番地
同	工 藤 健 一	同	村山市大字富並831番地
同	大 場 耕 一	同	1577番地
同	齋 藤 八 太 郎	同	2220番地
同	狩 野 豊	同	2797番地
同	青 柳 政 司	同	5915番地 2
監 事	森 二 郎	同	北村山郡大石田町大字田沢1724番地67
同	小 玉 司	同	横山709番地
同	黒 沼 敏 弥	同	村山市大字富並2898番地

山形県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上市市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 慎 二	上市市高松12番地
同	高 橋 義 明	同 泉川 7 番地
同	尾 形 権 太 郎	同 下生居164番地
同	長 沼 健 司	同 皆沢27番地
同	稲 毛 博	同 仙石31番地
同	吉 田 藤 雄	同 小穴70番地
同	渡 辺 健 太 郎	同 原口614番地
同	戸 田 忠	同 牧野字中原1964番地の 1

同	佐藤昭治	同	関根14番地
同	杉山幸治	同	小穴178番地の2
同	上妻一実	同	小倉1073番地
監事	山口道雄	同	藤吾1039番地
同	高橋忠雄	同	上生居27番地の2地
同	菅野敏雄	同	金瓶字湯坂山20番地の3

山形県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年7月9日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	上妻一実	上山市小倉1073番地
同	高橋源四郎	同 金谷28番地
同	鈴木章	同 595番地
同	中川敬二	同 中生居69番地
同	佐竹義文	同 宮脇274番地
同	尾形任	同 原口112番地
同	石山誠	同 相生66番地
同	長沼健司	同 皆沢27番地
同	加藤久四郎	同 高松101番地
同	横田浩生	同 弁天一丁目8番72-4号
同	加藤吉昭	同 小穴21番地
監事	永沢恒広	同 金瓶字原21番地の1
同	黒田浩次	同 牧野111番地
同	山口道雄	同 藤吾1039番地

山形県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営御影地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営御影地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和元年7月9日から同年8月7日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大畑地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大畑地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
高島町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和元年7月9日から同年8月7日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第166号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 白鷹都市計画道路

(2) 名称 3・4・1号菖蒲思川線、3・4・2号十王熊野宮線、3・4・3号荒砥鮎貝線、3・4・6号荒砥十王線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1号菖蒲思川線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字菖蒲字北田、字中嶋二、字中嶋一、字上の台一、字道合、字荒砥川端地内

西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字落合一地内

(2) 3・4・2号十王熊野宮線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字十王字山王南地内

(3) 3・4・3号荒砥鮎貝線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字七反二地内

(4) 3・4・6号荒砥十王線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字七反二、字油田、字油田二、字神明堂、字稲荷林、字大師田、字一本杉、字落合二、字石那田地内

西置賜郡白鷹町十王字正部道上、字西ノ野、字切通、字釜場、字門前裏、字三国、字牛子淵、字石橋、字本宿、字山王、字山王前、字山王南地内

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和元年7月9日から同月23日まで

(2) 場所 県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに白鷹町役場

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第167号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 河川の名称

一級河川最上川水系黒川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年7月2日

3 廃川敷地等の位置

東置賜郡川西町大字高山字馬場1314番3

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 238.30㎡

山形県告示第168号

次の開発行為は、完了した。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年6月27日 指令村総建第166号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡山辺町大字山辺字東町1126番1、1128番6、1128番7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東村山郡山辺町大字山辺4513番地7 遠藤 栄二

山形県告示第169号

次の開発行為は、完了した。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和元年5月17日 指令村総建第141号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西村山郡河北町谷地字谷地東79-1、80、81、82、83-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社 薬王堂

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹サーバ稼働基盤等賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
 - (2) 日時 令和元年8月19日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹サーバ稼働基盤等賃貸借サービス 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年12月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 調達をする役務が提供される令和2年1月1日から令和6年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち令和2年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった同年1月1日から令和6年12月31日までの期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月

8日付け県公報第3018号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年7月31日（水）午後3時まで山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease service of datacenter and hardware and software for the Yamagata Prefectural Government's central communication network server: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 19, 2019

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL

023(630)2098

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日 時
令和元年9月13日（金）午前11時から
 - (2) 場 所
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
 - (1) 職 種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
 - (2) 科 目
指導方法
- 3 試験の対象者
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続
受験申請書を令和元年8月13日（火）から同月23日（金）までの間に商工労働部雇用対策課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月13日（火）から同月23日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 その他
詳細については、商工労働部雇用対策課（電話番号023(630)2389）に問い合わせること。

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る令和元年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理 事 長 多 賀 谷 一 照

- 1 試験の日時
令和元年11月10日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所
山形市上桜田三丁目4番5号 東北芸術工科大学
- 3 試験の科目及び方法
 - (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

- (2) 試験の方法
イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口での配布

配布場所	所在地	配布期間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同月12日（月）並びに土曜日及び日曜日を除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同月12日（月）から同月15日（木）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 郵送による請求

令和元年7月8日（月）から同年8月23日（金）まで（同日まで必着とする。）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（角形2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。なお、配布は、令和元年7月29日（月）以降とする。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）を貼付したもの）

(2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、令和元年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

(3) 受験手数料

7,000円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 令和2年1月29日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

令和元年7月9日印刷 発行所 山形県庁
令和元年7月9日発行 発行人 山形県